

第 1 0 回 澁川地区市町村合併協議会

日 時 平成 1 7 年 8 月 3 0 日 (火) 午後 2 時から
場 所 澁川プリオパレス

澁川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橋村

第10回渋川地区市町村合併協議会

日 時 平成17年8月30日(火)午後2時から
場 所 渋川プリオパレス

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

報告第30号	渋川地区市町村合併協議会委員の変更について	1
報告第31号	新市の特別職の報酬等について	3
報告第32号	協議項目21「国民健康保険事業の取扱いに関すること」について	31
報告第33号	協議項目24-9「ごみ処理事業の取扱い」について	39
報告第34号	協議項目24-20「学校教育の取扱い」について	45
報告第35号	合併準備経費について	55

4 その他

(1)	新市の市章応募状況について	59
(2)	次回会議予定について	59

5 閉 会

渋川地区市町村合併協議会委員の変更について

このことについて、次のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

委員区分	(選出市町村名)	変更前氏名	変更後氏名	備考
4号委員 (学識経験者)	渋川市	飯野 照男	廣田 勝次	渋川市農業委員会会長
	子持村	石関 吉幸	生方 大吉	子持村商工会会長
	赤城村	木暮 政光	狩野 重雄	赤城村商工会会長
	赤城村	兵藤 吉弘	狩野 ・ 司	赤城村農業委員会会長
	北橋村	小泉 隆雄	今井 兼寛	北橋村農業委員会会長

(平成17年8月26日現在)

報告第31号

新市の特別職の報酬等について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

別紙

新市の特別職の報酬等について

1 常勤特別職の給料 (単位:円)

職名	給料額	
市長	月額	895,000
助役	月額	735,000
収入役	月額	665,000
教育長	月額	665,000

2 在任特例期間中の議員報酬 (単位:円)

職名	報酬額	
議長	月額	435,000
副議長	月額	390,000
議員(常任委員長及び議会運営委員長たる議員等)	現行のそれぞれの市町村の報酬額	

3 非常勤特別職(消防団員を除く)の報酬

(1) 行政委員会(農業委員会を除く)の委員の報酬 (単位:円)

職名	報酬額	
教育委員会委員長	年額	727,000
教育委員会委員長代理	年額	委員と同額とする
教育委員会委員	年額	493,000
監査委員(識見を有する者)	年額	724,000
監査委員(議員)	年額	398,000
選挙管理委員会委員長	年額	248,000
選挙管理委員会委員長職務代理		委員と同額とする
選挙管理委員会委員	年額	180,000
公平委員会委員	日額	6,800
固定資産評価審査委員会委員	日額	6,800

(2) 附属機関の委員の報酬 (単位:円)

職名	報酬額	
会長		委員と同額とする
委員	日額	6,100

ただし、国民健康保険運営協議会会長、老人ホーム入所判定委員会医師委員及び福祉作業所入所判定委員会医師委員については、6,800円とする。

(3) 附属機関の委員以外の非常勤特別職の報酬 (単位:円)

職名	報酬額	
選挙長	1回	10,700
投票管理者	1回	12,700
開票管理者	1回	10,700
投票立会人	1回	10,800
開票立会人	1回	8,900
期日前投票所の投票管理者	1回	11,200
期日前投票所の投票立会人	1回	9,600
選挙立会人	1回	8,900
総代	現行のとおり	
区長(行政区長)	現行のとおり	
区長代理	現行のとおり	
上記以外の非常勤特別職	予算の範囲内において市長の定める額	

《報告第31号参考資料》

新市の特別職の報酬等について

1 常勤特別職の給料について

新市の市長以下4役の給料は、現渋川市の給料額とする。

<理由>

現渋川市の4役の給料額は、別紙1に示すように、県内10市と比較した場合、旧5市の給料額を下回るが新6市の中では館林市の次に位置している。

新市の人口規模の面からは、館林市と桐生市との間の給料額が望ましいと考えられる。

しかし、県外の同人口規模の北上市（岩手県）と比較した場合、現渋川市の給料額が上まわっている。

このような状況を踏まえ、合併の目的である健全財政の確立の面から、新市の市長以下4役の給料は、現渋川市の給料額とする。

また、市長職務執行者の給料額は、市長給料額と同額とする。

(1) 6市町村の四役給料額

(平成17年 4月 1日現在) (単位:円)

職名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新渋川市
1 市町村長	月額 895,000	月額 705,600	月額 676,000	月額 737,000	月額 764,000	月額 764,000	月額 895,000
2 助役	月額 735,000	月額 600,700	月額 548,000	月額 598,000	月額 611,000	月額 612,000	月額 735,000
3 収入役	月額 665,000	月額 577,000	月額 526,000	月額 563,000	月額 573,000	月額 573,000	月額 665,000
4 教育長	月額 665,000	月額 550,700	月額 512,000	月額 556,000	月額 573,000	月額 573,000	月額 665,000

(2) 県内11市の四役給料額

(単位:円)

職名	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	富岡市	藤岡市	安中市	渋川市	11市平均
1 市町村長	月額 1,125,000	月額 1,100,000	月額 1,015,000	月額 1,015,000	月額 1,010,000	月額 852,000	月額 975,000	月額 890,000	月額 878,000	月額 890,000	月額 895,000	月額 967,727
2 助役	月額 900,000	月額 880,000	月額 860,000	月額 855,000	月額 855,000	月額 697,000	月額 825,000	月額 730,000	月額 712,000	月額 730,000	月額 735,000	月額 798,091
3 収入役	月額 780,000	月額 760,000	月額 740,000	月額 730,000	月額 735,000	月額 630,000	月額 730,000	月額 660,000	月額 641,000	月額 645,000	月額 665,000	月額 701,455
4 教育長	月額 780,000	月額 760,000	月額 740,000	月額 730,000	月額 735,000	月額 630,000	月額 730,000	月額 660,000	月額 641,000	月額 645,000	月額 665,000	月額 701,455

(3) 同人口規模団体の四役給料額

(単位:円)

職名	新発田市	柏崎市	鹿沼市	北上市	東松山市	龍ヶ崎市	6市平均
	人口 106,515	人口 94,484	人口 93,747	人口 93,262	人口 90,443	人口 80,102	
1 市町村長	月額 948,000	月額 961,000	月額 1,020,000	月額 877,000	月額 904,000	月額 927,000	月額 939,500
2 助役	月額 728,000	月額 752,000	月額 830,000	月額 707,000	月額 747,000	月額 746,000	月額 751,667
3 収入役	月額 648,000	月額 668,000	月額 720,000	月額 637,000	月額 699,000	月額 685,000	月額 676,167
4 教育長	月額 608,000	月額 567,000	月額 675,000	月額 568,000	月額 689,000	月額 685,000	月額 632,000

2 在任特例期間中の議員報酬について

議員報酬の区分は、議長、副議長、委員長及び議員の4区分とし、報酬額は特別職報酬審議会等の第三者機関での協議結果を踏まえ、新市の条例に基づき決定されることが、新市議会運営等調整会議で確認されている。

(1) 新市の在任特例期間中における議長及び副議長の報酬について

新市の在任特例期間中における議長及び副議長の報酬は、現渋川市の報酬額とする。

<理由>

現渋川市の議長及び副議長の報酬額は、別紙2に示すように、県内10市と比較した場合、富岡市と同額で新6市の中では館林市、藤岡市の次に位置している。

新市の人口規模の面からは、館林市の報酬額程度とすることも考えられるが、市長以下4役の報酬額と同様な理由で現渋川市の報酬額とする。

(2) 新市の在任特例期間中における委員長の報酬について

新市の在任特例期間中における委員長の報酬は、現行のとおりとする。

<理由>

新市の在任特例期間中における委員長の報酬額については、既に決定されている一般議員と同様の取扱いとするものとし、現行のそれぞれの市町村の報酬額とする。

(1) 6市町村の議会議員等の報酬額

(単位:円)

職名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新渋川市
1 議長	月額 435,000	月額 242,000	月額 217,000	月額 276,000	月額 298,000	月額 298,000	月額 435,000
2 副議長	月額 390,000	月額 192,500	月額 155,000	月額 210,000	月額 245,000	月額 245,000	月額 390,000
3 議員(常任委員長及び議会運営委員長たる議員等)	月額 365,000	月額 182,000	月額 143,000	月額 195,000	月額 235,000	月額 236,000	現行のとおり
4 議員(その他)	月額 360,000	月額 175,000	月額 139,000	月額 188,000	月額 222,000	月額 222,000	* 現行のとおり

* 既に合併協議会で決定済み。

(2) 県内11市の議会議員等の報酬額

(単位:円)

職名	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	富岡市	藤岡市	安中市	渋川市	11市平均
1 議長	月額 655,000	月額 635,000	月額 565,000	月額 555,000	年額 672,000	月額 426,000	月額 510,000	月額 435,000	月額 465,000	月額 430,000	月額 435,000	月額 525,727
2 副議長	月額 620,000	月額 605,000	月額 510,000	月額 505,000	年額 618,000	月額 359,000	月額 460,000	月額 390,000	月額 410,000	月額 380,000	月額 390,000	月額 477,000
3 議員(常任委員長及び議会運営委員長たる議員)	-	-	-	-	-	-	-	月額 370,000	月額 400,000	月額 362,000	月額 365,000	月額 374,250
4 議員(その他)	月額 585,000	月額 570,000	月額 490,000	月額 485,000	年額 582,000	月額 339,000	月額 430,000	月額 360,000	月額 390,000	月額 360,000	月額 360,000	月額 450,091

(3) 同人口規模団体の議会議員等の報酬額

(単位:円)

職名	新発田市	柏崎市	鹿沼市	北上市	東松山市	龍ヶ崎市	6市平均
	人口 106,515	人口 94,484	人口 93,747	人口 93,262	人口 90,443	人口 80,102	
1 議長	月額 456,000	月額 491,000	月額 530,000	月額 457,000	月額 470,000	月額 469,000	月額 478,833
2 副議長	月額 392,000	月額 420,000	月額 445,000	月額 383,000	月額 417,000	月額 423,000	月額 413,333
3 議員(常任委員長及び議会運営委員長たる議員等)	-	-	-	-	月額 412,000	-	月額 412,000
4 議員(その他)	月額 362,000	月額 394,000	月額 420,000	月額 351,000	月額 402,000	月額 398,000	月額 387,833

3 非常勤特別職（消防団員を除く）の報酬について

非常勤特別職の報酬は、合併の目的の1つである財政基盤の強化を念頭に、県内10市の状況を踏まえ、現渋川市の報酬額を基本に調整する。

また、報酬の支給方法については、会議開催時等のみ職務となる職種については日額報酬、年間を通して不定期に業務が遂行される職種については年額報酬もしくは月額報酬を基本として調整する。

これらを踏まえ、行政委員会の委員、附属機関の委員及び附属機関の委員以外の非常勤特別職に区分して整理をする。

なお、消防団員の報酬は、合併協議会の調整方針では、現行のとおりとし、新市で調整するものとしているので、今後、改めて調整するものとする。

（1）行政委員会（農業委員会を除く）の委員の報酬について

行政委員会の委員の6市町村及び県内10市の現状については、別紙3に示すとおりである。

各委員会等毎に支給方法及び報酬額について、次のとおり整理する。

教育委員会について

教育委員会の委員長及び委員の報酬は、年額報酬とし、その額は現渋川市の報酬額とする。

<理由>

教育委員会の委員報酬の支給方法は、6市町村及び県内10市のうち、太田市、沼田市、富岡市の3市で年額支給としているが、他の7市では月額支給としている。6市町村の現状を踏まえ年額支給とする。

現渋川市の報酬額は、県内10市との比較では、安中市、富岡市について下位から3番目で、人口規模に近い館林市の約77%（委員長報酬）となっているものの、財政負担等に配慮し、新市の委員長及び委員の報酬は、現渋川市の報酬額とする。

なお、伊香保町、小野上村及び子持村では、委員長代理として別報酬を定めているが、新市においては委員と同額とする。

監査委員について

監査委員の報酬は、年額報酬とし、その額は現渋川市の報酬額とする。

<理由>

監査委員報酬の支給方法は、教育委員と同様に、6市町村及び県内10市のうち、太田市、沼田市、富岡市の3市で年額支給としているが、他の7市では月額支給としている。6市町村の現状を踏まえ年額支給とする。

識見を有する者の報酬額は、県内11市の最下位で、人口規模に近い館林市の約50%となっているが、財政負担等に配慮し、新市の委員報酬は現渋川市と同額とする。

選挙管理委員会について

選挙管理委員会の委員の報酬は、年額報酬とし、委員長報酬を248,000円（年額）、委員報酬を180,000円（年額）とする。

<理由>

選挙管理委員会の委員報酬の支給方法は、5町村では年額支給とし、県内10市では旧5市が月額支給で、渋川市を除く新5市が年額支給となっており、渋川市のみが日額支給となっている。

このような県内10市及び5町村の現況を踏まえ、新市では年額支給とする。

報酬額については、渋川市の過去5年間の年間支給額を見ると139,400円から243,100円で、その平均は180,800円となっていることから、委員報酬を年額180,000円とする。

また、委員長報酬については、渋川市では委員と同額報酬としているが県内10市及び5町村では委員報酬とは別に定めていることから、新市では別に定めることとし、その額については5町村の委員と委員長報酬額の平均比率（1.38）を委員報酬に乗じて求められる額の248,000円とする。

なお、伊香保町では、委員長職務代理として別報酬を定めているが、新市においては委員と同額とする。

公平委員会について

公平委員会の委員の報酬は、日額報酬とし、その額は現渋川市の報酬額とする。

<理由>

公平委員会の委員報酬の支給方法は、6市町村ともに日額報酬としている。県内10市の状況は、高崎市が月額報酬で、沼田市、藤岡市、安中市の3市が年額報酬で、他の6市は日額報酬である。このことから、新市における支給方法は日額報酬とし、その額は現渋川市と同額とする。

また、委員長及び委員の報酬額は、県内10市のうち太田市、館林市、富岡市では同額とし、他の7市では委員長報酬を別に定めているが、渋川市はじめ5町村が同額としていることから、新市においては同額とする。

固定資産評価審査委員会について

固定資産評価審査委員会の委員の報酬は、日額報酬とし、その額は現渋川

市の報酬額とする。

<理由>

固定資産評価審査委員会の委員報酬の支給方法は、6市町村ともに日額報酬としている。県内10市の状況は、沼田市が年額報酬とし、他の9市は日額報酬としていることから、新市における支給方法は日額報酬とし、その額は現渋川市と同額とする。

また、委員長及び委員の報酬額は、公平委員会と同様に、県内10市のうち太田市、館林市、富岡市では同額とし、他の7市では委員長報酬を別に定めているが、6市町村が同額としていることから、新市においては同額とする。

(1) 6市町村の行政委員の報酬額

(単位:円)

職名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新渋川市
1 教育委員会委員長	年額 727,000	年額 175,000	年額 218,100	年額 230,000	年額 415,000	年額 393,000	年額 727,000
2 教育委員会委員長代理	-	年額 140,000	年額 124,900	年額 150,000	-	-	年額 -
3 教育委員会委員	年額 493,000	年額 130,000	年額 121,200	年額 140,000	年額 261,000	年額 255,000	年額 493,000
4 監査委員(識見を有する者)	年額 724,000	年額 168,000	年額 112,800	年額 150,000	年額 228,000	年額 181,000	年額 724,000
5 監査委員(議員)	年額 398,000	年額 168,000	年額 112,800	年額 105,000	年額 159,000	年額 181,000	年額 398,000
6 選挙管理委員会委員長	日額 6,800	年額 95,000	年額 44,500	年額 75,000	年額 159,000	年額 168,000	年額 248,000
7 選挙管理委員会委員長職務代理	-	年額 75,000	-	-	-	-	-
8 選挙管理委員会委員	日額 6,800	年額 68,000	年額 33,400	年額 50,000	年額 119,000	年額 126,000	年額 180,000
9 公平委員会委員	日額 6,800	日額 9,500	日額 7,000	日額 9,000	日額 7,500	日額 7,800	日額 6,800
10 固定資産評価審査委員会委員	日額 6,800	日額 9,500	日額 7,000	日額 9,000	日額 7,500	日額 7,800	日額 6,800

(2) 11市の行政委員の報酬額

(単位:円)

職名	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	富岡市	藤岡市	安中市	渋川市	11市平均
1 教育委員会委員長	月額 120,000	月額 106,300	月額 108,700	月額 78,000	年額 1,320,000	年額 795,000	月額 79,000	年額 605,000	月額 67,000	月額 43,500	年額 727,000	年額 970,636
2 教育委員会委員長代理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 教育委員会委員	月額 98,000	月額 82,100	月額 91,900	月額 76,000	年額 1,128,000	年額 640,000	月額 72,000	年額 479,000	月額 56,000	月額 36,500	年額 493,000	年額 808,181
4 監査委員(識見を有する者)	月額 240,000	月額 131,900	月額 190,500	月額 191,500	年額 2,904,000	年額 802,000	月額 120,000	年額 750,000	月額 84,000	月額 66,000	年額 724,000	年額 1,587,890
5 監査委員(議員)	月額 38,500	月額 47,800	月額 43,700	月額 66,000	-	年額 479,000	月額 40,000	年額 385,000	月額 51,000	月額 37,000	年額 398,000	年額 515,000
6 選挙管理委員会委員長	月額 72,000	月額 54,100	月額 42,400	月額 38,000	月額 29,000	年額 202,000	年額 270,000	年額 243,000	年額 230,000	年額 138,000	日額 6,800	月額 32,574
7 選挙管理委員会委員	月額 51,000	月額 39,600	月額 31,500	月額 29,000	月額 23,000	年額 136,000	年額 210,000	年額 208,000	年額 158,000	年額 116,000	日額 6,800	月額 24,309
8 選挙管理委員会委員長職務代理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9 公平委員会委員長	日額 9,600	月額 30,400	日額 9,700	日額 10,300	日額 8,800	年額 32,000	-	-	年額 63,000	年額 30,000	-	日額 9,600
10 同 委員	日額 8,700	月額 25,600	日額 8,500	日額 9,100	日額 8,800	年額 28,000	日額 8,300	日額 9,100	年額 48,000	年額 25,000	日額 6,800	日額 8,471
11 固定資産評価審査委員会会長	日額 9,600	日額 9,200	日額 9,700	日額 10,300	日額 8,800	年額 32,000	-	-	日額 8,200	日額 6,900	-	日額 8,957
12 同 委員	日額 8,700	日額 8,700	日額 8,500	日額 9,100	日額 8,800	年額 28,000	日額 8,300	日額 9,100	日額 7,200	日額 6,400	日額 6,800	日額 8,160

(3) 同人口規模団体の行政委員の報酬額

(単位:円)

職名	新発田市	柏崎市	鹿沼市	北上市	東松山市	龍ヶ崎市	6市平均
	人口 106,515	人口 94,484	人口 93,747	人口 93,262	人口 90,443	人口 80,102	
1 教育委員会委員長	月額 67,600	月額 81,300	月額 50,000	月額 96,000	月額 60,000	月額 50,000	月額 67,483
2 教育委員会委員長代理	-	-	-	-	-	-	-
3 教育委員会委員	月額 57,900	月額 68,600	月額 41,000	月額 79,000	月額 50,000	月額 45,000	月額 56,917
4 監査委員(識見を有する者)	月額 89,100	月額 90,000	月額 80,000	月額 157,000	月額 70,000	月額 55,000	月額 90,183
5 監査委員(議員)	月額 44,200	月額 40,700	月額 47,000	月額 63,000	月額 50,000	月額 45,000	月額 48,317
6 選挙管理委員会委員長	月額 42,800	月額 40,700	年額 270,000	月額 57,000	月額 37,000	日額 6,800	月額 35,500
7 選挙管理委員会委員	月額 32,200	月額 31,000	年額 225,000	月額 45,000	月額 29,000	日額 6,300	月額 27,400
8 選挙管理委員会委員長職務代理	-	-	-	-	-	-	-
9 公平委員会委員長	日額 7,200	月額 19,900	-	-	日額 11,000	日額 6,800	日額 8,333
10 同 委員	日額 5,800	月額 17,500	日額 8,000	-	日額 10,000	日額 6,300	日額 7,525
11 固定資産評価審査委員会会長	-	-	-	日額 7,400	日額 11,000	-	日額 9,200
12 同 委員	日額 5,000	日額 6,400	日額 7,300	日額 6,900	日額 10,000	日額 6,000	日額 6,933

(2) 附属機関の委員の報酬について

委員報酬額について

附属機関の委員の日額報酬は、別紙4に示すとおり、渋川市の6,100円から伊香保町の9,500円まで6市町村間において相違がみられる。

また、県内10市の状況を見ても安中市の6,000円から伊勢崎市の9,100円、同人口規模の県外の団体の状況を見ても4,400円から7,300円とそれぞれ相違が見られる。

報酬額の調整にあたっては、財政基盤の強化を念頭に、現渋川市の報酬額を基本とする。

なお、5町村及び県内10市のうち、前橋市、桐生市、伊勢崎市、館林市では附属機関委員と行政委員会委員の日額報酬額を同額としているが、現渋川市では、別に定めている。

これは、行政委員会は、独立の執行機関として設けられ、その委員の選任には議会の選挙、あるいは議会の同意により市長が選任していることからのものであり、新市においては現渋川市にならうものとする。

さらに、支給方法については、会議開催時等のみの職務となることから、日額報酬とする。

附属機関の委員長と委員の報酬について

6市町村の附属機関において、少数ではあるが委員長と委員の報酬額を別に定めている附属機関がある。

県内10市の状況を見ると太田市、館林市、富岡市、藤岡市の4市で同額とし、他の6市では委員長報酬を別に定めている。

委員長の職責を考えた場合、委員とは別に委員長報酬を定めることが望ましいと思われるが、新市においては現在までの6市町村の状況を踏まえ、委員長と委員とは同額報酬とする。

(1) 6市町村附属機関の委員の月額報酬

(単位:円)

職名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新渋川市
1 会長	-	-	-	-	-	-	-
2 委員	日額 6,100	日額 9,500	日額 7,000	日額 9,000	日額 7,500	日額 7,800	日額 6,100

(2) 11市附属機関の委員の月額報酬

(単位:円)

職名	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	富岡市	藤岡市	安中市	渋川市	11市平均
1 会長	日額 9,600	日額 8,700	日額 9,700	日額 10,300	-	日額 10,300	-	-	-	日額 6,500	-	日額 9,183
2 委員	日額 8,700	日額 8,200	日額 8,500	日額 9,100	日額 8,800	日額 8,500	日額 8,300	日額 7,400	日額 7,200	日額 6,000	日額 6,100	日額 7,945

(3) 同人口規模団体の附属機関の委員の月額報酬

(単位:円)

職名	新発田市		柏崎市		鹿沼市		北上市		東松山市		龍ヶ崎市		6市平均
	人口	106,515	人口	94,484	人口	93,747	人口	93,262	人口	90,443	人口	80,102	
1 会長	-	-	-	-	-	-	日額 7,400	日額 7,000	日額 4,800	日額 6,400			
2 委員	日額 5,000	日額 6,400	日額 7,300	日額 6,900	日額 6,300	日額 4,400	日額 5,317						

(4) 6市町村附属機関の委員の報酬

(単位:円)

職名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新渋川市
1 情報公開審査会委員	日額 6,100	日額 9,500		日額 9,000	日額 7,500	日額 7,800	日額 6,100
2 個人情報保護審査会委員	日額 6,100	日額 9,500		日額 9,000	日額 7,500	日額 7,800	日額 6,100
3 安全で安心なまちづくり協議会委員	無報酬			無報酬	日額 7,500		無報酬
4 防災会議の委員	日額 6,100	日額 9,500	無報酬	無報酬	無報酬	無報酬	日額 6,100
5 特別職報酬等審議会委員	日額 6,100	日額 9,500	日額 7,000	日額 9,000	日額 7,500	日額 7,800	日額 6,100
6 総合開発(計画)審議会委員	日額 6,100	日額 9,500	無報酬	無報酬	日額 7,800	日額 7,800	日額 6,100
7 国民健康保険運営協議会(会長)	年額 49,000	日額 9,500	年額 31,400	年額 21,000	年額 46,000	日額 7,800	日額 6,800
(委員)	年額 31,000	日額 9,500	年額 24,300	年額 21,000	年額 46,000	日額 7,800	日額 6,100
8 環境審議会委員	日額 6,100				日額 7,500		日額 6,100
9 民生委員推薦会委員	日額 6,100	日額 9,500	無報酬	無報酬	日額 7,500	日額 7,800	日額 6,100
10 農政審議会委員(農業振興地域整備促進協議会)	日額 6,100	日額 9,500	無報酬	無報酬	日額 7,500	日額 7,800	日額 6,100
11 小口資金融資審査委員会委員	日額 6,100	日額 9,500	日額 議会議員を除き5,300円	年額 11,000	年額 36,000	年額 48,000	日額 6,100
12 都市計画審議会委員	日額 6,100	日額 9,500		無報酬		日額 7,800	日額 6,100
13 土地区画整理審議会委員	日額 6,100						日額 6,100
14 奨学金貸与審査会委員	日額 6,100	無報酬		無報酬			日額 6,100
15 心身障害児就学指導委員会委員	日額 6,100	無報酬	無報酬	無報酬	日額 7,700	日額 7,800	日額 6,100
16 学校給食共同調理場運営委員会委員(伊香保町・学校給食運営委員会・子持村・学校給食センター運営委員会)	日額 6,100	無報酬	無報酬	年額 9,000			日額 6,100
17 社会教育委員	日額 6,100	年額 15,500	日額 議会議員を除き7,000円	年額 9,000	年額 25,000	日額 7,800	日額 6,100
18 青少年問題協議会委員	日額 6,100	日額 9,500	無報酬	無報酬	日額 7,500	日額 7,800	日額 6,100
19 青少年センター運営協議会委員	日額 6,100						日額 6,100
20 公民館運営審議会委員	日額 6,100	年額 11,500	日額 議会議員を除き7,000円	年額 9,000	年額 25,000	日額 7,800	日額 6,100
21 図書館協議会の委員	日額 6,100					無報酬	日額 6,100
22 文化財調査委員	日額 6,100	年額 17,500	年額 12,700	日額 9,000	年額 72,000	日額 7,800	日額 6,100
23 歴史資料館運営審議会委員					無報酬	日額 7,800	日額 6,100
24 スポーツ振興審議会委員	日額 6,100			日額 7,000		無報酬	日額 6,100
25 地域審議会委員							日額 6,100
26 *上記以外の附属機関の委員等	日額 6,100	日額 9,500	日額 7,000	日額 9,000	日額 7,500	日額 7,800	日額 6,100

*上記以外の附属機関の委員等

職名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新渋川市
1 消防委員会委員						日額 7,800	日額 6,100
2 文化行政懇談会委員	日額 6,100						日額 6,100
3 男女共同参画推進懇談会委員	日額 6,100						日額 6,100
4 行政改革推進委員会委員	日額 6,100					日額 7,800	日額 6,100
5 交通対策協議会委員	無報酬	無報酬	無報酬	無報酬	無報酬	無報酬	無報酬
6 老人ホーム入所判定委員会委員(医師)	1回 7,000	1回 10,000	1回 12,000	1回 5,000	1回 7,500	1回 7,800	1回 6,800
(施設長等)	1回 3,500	1回 7,000	1回 7,000	1回 5,000	1回 7,500	1回 7,800	1回 6,100
7 高齢者保健福祉推進懇談会委員	1回 6,100						日額 6,100
8 高齢者生活福祉センター入居判定委員会委員			無報酬				無報酬
9 処遇困難ケースネットワーク会議委員				無報酬			無報酬
10 福祉作業所入所判定委員会委員				医師 5,000 他 3,000			1回 医師 6,800 他 6,100
11 健康づくり推進協議会委員	日額 6,100				日額 7,800	日額 7,800	日額 6,100
12 予防接種健康被害調査委員会委員	日額 6,100			無報酬	日額 7,800	日額 7,800	日額 6,100
13 農業経営改善計画認定審査会委員	無報酬		無報酬	無報酬	無報酬	無報酬	無報酬
14 経営生産対策推進会議委員			無報酬	無報酬	無報酬	無報酬	無報酬
15 特別融資制度推進会議委員	無報酬		無報酬	無報酬	無報酬	無報酬	無報酬
16 観光農業推進協議会委員	無報酬						無報酬
17 農畜産物加工研修所管理運営委員会委員					日額 7,500		無報酬
18 労働行政懇談会委員	日額 6,100						日額 6,100
19 地積調査実施委員会委員				1回 5,950	1回 5,780		日額 6,100
20 生涯学習推進協議会委員				無報酬	無報酬	無報酬	無報酬
21 人権教育推進協議会委員	日額 6,100			無報酬	年額 25,000	日額 7,800	日額 6,100
22 児童館運営委員会委員		日額 9,500					日額 6,100
23 徳富蘆花記念文学館運営委員会委員		日額 9,500					日額 6,100

(3) 附属機関の委員以外の非常勤特別職の報酬について

附属機関の委員以外の非常勤特別職の6市町村及び県内10市の報酬額は、別紙5に示すとおりである。

選挙長以下の選挙実施時の非常勤特別職については、6市町村及び県内10市の状況を勘案し、現渋川市の報酬額とする。

自治会制度を導入していない町村における総代、区長及び区長代理の報酬額については、新市における行政連絡制度の調整の中で調整するものとし、当面は現行のとおりとする。

(1) 6市町村附属機関の委員以外の非常勤特別職報酬額

(単位:円)

職名	回数	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新渋川市
1 選挙長	1回	10,700	10,700	10,700	10,400	10,700	10,700	10,700
2 投票管理者	1回	12,700	12,300	12,700	12,300	12,700	12,700	12,700
3 開票管理者	1回	10,700	10,400	12,700	10,400	10,700	10,700	10,700
4 投票立会人	1回	10,800	10,500	10,800	10,500	10,800	10,800	10,800
5 開票立会人	1回	8,900	8,600	8,900	8,600	8,900	8,900	8,900
6 期日前投票所の投票管理者	1回	11,200	12,300	12,700	12,300	12,700	12,700	11,200
7 期日前投票所の投票立会人	1回	9,600	10,500	10,800	10,500	10,800	10,800	9,600
8 選挙立会人	1回	8,900	8,600	8,900	8,600	8,900	8,900	8,900
9 総代				年額 平等割 43,700 戸数割 540				現行のとおり
10 区長(行政区長)			年額 223,000 世帯割 500			予算の範囲内において村長の定める額	予算の範囲内において村長の定める額	現行のとおり
11 区長代理			年額 89,000 (第10区61,000)				無報酬	現行のとおり
12 上記以外の非常勤特別職								予算の範囲内において市長の定める額

(2) 11市の附属機関の委員以外の非常勤特別職報酬額

(単位:円)

職名	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	富岡市	藤岡市	安中市	渋川市
1 選挙長	日額 10,700	1回 10,700	日額 9,700	日額 10,300	日額 9,900	1回 10,700	1回 11,000	1回 10,700	1回 9,200	日額 8,800	1回 10,700
2 投票管理者	日額 12,700	1回 12,700	日額 9,700	1回 12,700	日額 9,900	1回 14,500	1回 11,000	日額 12,700	1回 10,900	日額 10,400	1回 12,700
3 開票管理者	1回 10,700	1回 10,700	日額 9,700	1回 10,700	日額 9,900	1回 10,700	1回 11,000	1回 10,700	1回 9,200	日額 8,800	1回 10,700
4 投票立会人	日額 10,800	1回 10,800	日額 9,300	1回 10,800	日額 8,800	1回 11,900	1回 11,000	日額 10,800	1回 9,600	日額 8,900	1回 10,800
5 開票立会人	1回 8,900	1回 8,900	日額 9,300	1回 8,900	日額 8,800	1回 8,900	1回 11,000	1回 9,200	1回 7,800	日額 7,300	1回 8,900
6 期日前投票所の投票管理者	日額 11,200	1回 11,200				1回 11,200		日額 11,200			1回 11,200
7 期日前投票所の投票立会人	日額 9,600	1回 9,600				1回 9,600		日額 9,600			1回 9,600
8 選挙立会人	1回 8,900	1回 8,900	日額 9,300	1回 8,900	日額 8,800	1回 8,900	1回 11,000	1回 9,200	1回 7,800	日額 7,300	1回 8,900
9 交通指導員隊長	年額 110,000	年額 111,100	年額 110,000	年額 145,590	年額 171,000	年額 189,000	年額 156,000	年額 175,000	年額 148,000	年額 119,000	年額 83,000
10 交通指導員副隊長		年額 102,400					年額 164,000	年額 144,000	年額 165,000	年額 136,000	年額 83,000
11 交通指導員班長							年額 147,000		年額 157,000		年額 83,000
12 交通指導員隊員	年額 110,000	年額 96,600	年額 110,000	年額 138,000	年額 159,000	年額 132,000	年額 136,000	年額 157,000	年額 128,000	年額 106,000	年額 83,000
13 学校医 (1校1科目当たり) (幼稚園1園1科目当たり)		年額 21,4000 + 340 / 生徒		年額 220,000	年額 224,000			年額 70,000 + 210 / 生徒	年額 75,000 + 100 / 生徒		年額 (平均) 92,628
14 学校薬剤師 (1校当たり)		年額 153,500		年額 152,000	年額 157,000			年額 41,000	年額 30,000		年額 115,795
15 区長(行政区長)									年額 平均 430,000	年額 86,000	
16 区長代理									年額 平均 51,000	年額 37,000	
17 家庭児童相談員									月額 117,000	月額 118,000	月額 119,000
18 母子自立支援員				月額 153,000					月額 117,000		月額 119,000
19 外国語指導助手		月額 350,000		月額 350,000			月額 350,000	月額 350,000		月額 380,000	年額 3,600,000
20 社会教育指導員				月額 163,000	月額 133,000			月額 155,000	月額 138,000	月額 146,000	月額 100,000
21 青少年センター指導員								日額 7,400			月額 150,000
22 体育指導委員		日額 5,000		日額 9,100	日額 8,800	年額 48,500	年額 42,000	年額 47,000	日額 7,200	年額 29,000	日額 6,100

協議項目 2 1 「国民健康保険事業の取扱いに関する事」について

このことについて、次のとおり報告する。

平成 1 7 年 8 月 3 0 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

【決定調整方針】

国民健康保険事業の取扱いに関する事
1 ~ 3 省略
4 福祉医療助成事業 (1) 福祉医療助成事業については、現行のサービス水準をふまえ、 <u>合併時に調整することとする。</u>

【調整結果】

- 4 福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。
- (1) 乳幼児
小学 1 年の年度末までの全診療とする。
 - (2) 重度心身障害者
身障手帳 3 級、療育手帳 B 判定、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 3 2 条の通院医療までとする。
 - (3) 母子、父子家庭
母子、父子家庭については、県の補助基準である所得税非課税世帯とする。

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱いに関すること	関係項目	福祉医療助成事業	区分	協議会
調整方針	4 福祉医療助成事業については、現行のサービス水準をふまえ、 <u>合併時に調整することとする。</u>		調整結果	4 福祉医療費助成事業は、次のとおりとする。 (1) 乳幼児 小学1年の年度末までの全診療とする。 (2) 重度心身障害者 身障手帳3級、療育手帳B判定、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の通院医療までとする。 (3) 母子、父子家庭 母子、父子家庭については、県の補助基準である所得税非課税世帯とする。	

現 況 調整理由・課題

1 福祉医療助成事業の状況							1【調整理由】 乳幼児については、既に伊香保町と北橋村が小学1年まで助成範囲を拡大している。また、県内他市町村の実施状況も拡大の傾向にあり、サービス水準の引き下げは好ましくない。 (県内市町村の乳幼児医療費助成の小学生への拡大状況) ・H14年度 9 町村 ・H15年度 13 市町村 ・H16年度 14 市町村 重度心身障害者については、障害者福祉の充実を図る見地から、また、最も対象者の多い渋川市の助成水準に合わせることが適当である。 母子、父子家庭については、近年、対象者、件数ともに増加の一途にあることや、必ずしも経済的弱者であるとは限らないこと、また、6市町村中所得制限を設けているのが5市町村(うち所得税非課税世帯が4町村)、所得制限なしが1村という状況であること、財政負担などを総合的に勘案し、県の補助基準である所得税非課税世帯とする。
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
1 助成事業(単独事業)【H15年度】	市費単独 ・乳幼児：未就学児全診療 ・心身障害者：身障手帳3級 知的障害者療育手帳B(IQ70以下) ・精神法32条適用者通院 ・母子・父子家庭：所得税5万円未満 ・助成総額：98,680千円	町費単独 ・乳幼児：7歳の年度末まで(小学1年)の全診療 ・助成総額：3,343千円	村費単独 ・乳幼児：未就学児全診療 ・助成総額：1,767千円	村費単独 ・乳幼児：未就学児全診療 ・精神法32条適用者通院 ・助成総額：12,407千円	村費単独 ・乳幼児：未就学児全診療 ・精神法32条適用者通院 ・助成総額：17,201千円	村費単独 ・乳幼児：7歳未満児全診療 ・心身障害者：身障手帳3級 ・母子・父子家庭：所得制限なし ・助成総額：19,707千円	

【財政影響額】

福祉医療(医療費助成)の実施に係る財政影響額(平成15年度)

項目	渋川市	北橋村	赤城村	子持村	小野上村	伊香保町	
対象者数 H15	乳幼児	2,881人(1,516人)	510人(304人)	581人(337人)	609人(328人)	47人(13人)	177人(116人)
	高齢重度障害者	639人(178人)	137人(36人)	178人(0人)	121人(0人)	39人(0人)	77人(0人)
	心身障害者	608人(193人)	101人(17人)	139人(0人)	123人(0人)	17人(0人)	81人(0人)
	精神32条通院	111人(111人)	0人(0人)	45人(45人)	28人(28人)	0人(0人)	0人(0人)
	母子家庭	805人(81人)	139人(29人)	121人(0人)	157人(0人)	16人(0人)	106人(0人)
	父子家庭	8人(0人)	39人(9人)	19人(0人)	3人(0人)	5人(0人)	0人(0人)
	合計	5,052人(2,079人)	926人(395人)	1,083人(382人)	1,041人(356人)	124人(13人)	441人(116人)

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目		21	国民健康保険事業の取扱いに関すること		関係項目	福祉医療助成事業		区分	協議会	
現況								調整理由・課題		
項目		渋川市	北橋村	赤城村	子持村	小野上村	伊香保町			
医療費助成金額	乳幼児	県補助分	51,633,365円	7,631,634円	7,998,792円	10,617,842円	1,118,093円	2,193,296円		
		地方単独分	56,233,870円	11,768,209円	11,212,789円	12,007,587円	1,766,993円	3,343,352円		
		計	107,867,235円	19,399,843円	19,211,581円	22,625,429円	2,885,086円	5,536,648円		
	高齢重度障害者	県補助分	67,025,530円	16,088,213円	29,898,964円	18,286,140円	4,195,897円	7,508,955円		
		地方単独分	18,227,802円	4,425,515円	0円	0円	0円	0円		
		計	85,253,332円	20,513,728円	29,898,964円	18,286,140円	4,195,897円	7,508,955円		
	心身障害者	県補助分	88,172,262円	15,386,430円	31,416,867円	17,437,918円	3,405,032円	12,630,606円		
		地方単独分	20,457,738円	2,419,441円	0円	0円	0円	0円		
		計	108,630,000円	17,805,871円	31,416,867円	17,437,918円	3,405,032円	12,630,606円		
	成	精神32条	地方単独分	1,731,865円	0円	5,988,270円	399,118円	0円	0円	
	母子家庭	県補助分	21,913,099円	3,317,227円	3,678,161円	5,631,565円	228,870円	2,768,258円		
		地方単独分	2,028,805円	749,523円	0円	0円	0円	0円		
		計	23,941,904円	4,066,750円	3,678,161円	5,631,565円	228,870円	2,768,258円		
	父子家庭	県補助分	294,918円	522,388円	542,947円	60,396円	9,930円	0円		
		地方単独分	0円	344,078円	0円	0円	0円	0円		
計		294,918円	866,466円	542,947円	60,396円	9,930円	0円			
合計	県補助分	229,039,174円	42,945,892円	73,535,731円	52,033,861円	8,957,822円	25,101,115円			
	地方単独分	98,680,080円	19,706,766円	17,201,059円	12,406,705円	1,766,993円	3,343,352円			
	計	327,719,254円	62,652,658円	90,736,790円	64,440,566円	10,724,815円	28,444,467円			
現行地方単独分	乳幼児	未就学児の全診療	7歳未満児の全診療(誕生日の前日まで)	未就学児の全診療	未就学児の全診療	未就学児の全診療	小学1年の年度末までの全診療			
	高齢重度障害者	身障手帳3級療育手帳B	身障手帳3級	-	-	-	-			
	心身障害者	身障手帳3級療育手帳B	身障手帳3級	-	-	-	-			
	精神32条通院	あり	-	あり	あり	-	-			
	母子家庭	所得税5万円未満	所得制限なし	-	-	-	-			
	父子家庭	所得税5万円未満	所得制限なし	-	-	-	-			

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目		21	国民健康保険事業の取扱いに関すること		関係項目	福祉医療助成事業		区分	協議会
現況								調整理由・課題	
項目		渋川市	北橋村	赤城村	子持村	小野上村	伊香保町		
追加 地方 単 独 分	乳幼児	小学1年生(480人)	7歳の誕生日以降年度末まで(56人)	小学1年生(94人)	小学1年生(99人)	小学1年生(18人)	-		
	高齢重度障害者	-	療育手帳B(1人)	身障手帳3級(46人) 療育手帳B(4人)	身障手帳3級(40人) 療育手帳B(0人)	身障手帳3級(9人) 療育手帳B(1人)	身障手帳3級(4人) 療育手帳B(0人)		
	心身障害者(児)	-	療育手帳B(17人)	身障手帳3級(23人) 療育手帳B(34人)	身障手帳3級(23人) 療育手帳B(29人)	身障手帳3級(6人) 療育手帳B(9人)	身障手帳3級(15人) 療育手帳B(12人)		
	精神32条通院	-	52人	-	-	10人	12人		
	母子・父子家庭	-	-	-	-	-	-		
追加 財政 負担 額	乳幼児	17,805千円	1,039千円	3,487千円	3,672千円	668千円	-		
	高齢重度障害者	-	102千円	5,120千円	4,096千円	1,024千円	410千円		
	心身障害者(児)	-	1,802千円	6,042千円	5,512千円	1,590千円	2,862千円		
	精神32条通院	-	811千円	-	-	156千円	187千円		
	母子・父子家庭	2,029千円	1,093千円	-	-	-	-		
	合計	15,776千円	2,661千円	14,649千円	13,280千円	3,438千円	3,459千円		

(注1) 財政影響額算出の根拠となる合併後の地方単独分の医療費助成の範囲については、平成16年8月13日開催の第6回分科会においてとりまとめられた内容(乳幼児:小学1年の年度末まで、高齢重度・心身障害者(児):身障手帳3級・療育手帳Bまで、精神32条通院、母子父子家庭:所得税非課税世帯)を使用している。

(注2) 追加財政負担額は、渋川市の平成15年度地方単独分の各項目別1人当たり医療費助成額にそれぞれ各市町村の追加単独事業分の対象者数を乗じて求めた。

(注3) 地方単独分1人当たり医療費助成額は、渋川市の平成15年度実績を基に、乳幼児:37,093円、高齢重度障害者:102,403円、心身障害者(児):105,999円、精神32条:15,602円、母子・父子家庭:25,047円とした。

(注4) 平成15年度の対象者数欄の数字は、県補助分・地方単独分の合計。カッコの中の数字は、地方単独分を再掲。

* 6市町村合計の追加財政負担額は、次のとおり。

(1) 乳幼児	26,671千円
(2) 高齢重度障害者	10,752千円
(3) 心身障害者(児)	17,808千円
(4) 精神32条通院	1,154千円
(5) 母子・父子家庭	3,122千円
計	53,263千円

協議項目24-9「ごみ処理事業の取扱い」について

このことについて、次のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

【決定調整方針】

ごみ処理事業の取扱い
1 <u>家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬</u> については、 <u>現行のとおりとし、新市において調整する。</u>
2 資源ごみ集団回収事業については、合併後速やかに調整し、 <u>生ごみ減量化容器等購入費補助制度</u> については、 <u>渋川市及び北橋村の例</u> による。
3 一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関することについては、 <u>合併時に統一する。</u>

【調整結果】

家庭系一般廃棄物の排出に係る指定袋等について

- (1) 指定ごみ袋等の作成・販売は、新市とする。
- (2) 指定ごみ袋等の種類は5種類とし、販売価格は渋川市の価格を基本とし、次のとおりとする。
 - ・可燃・不燃ごみ(大)：1枚10円
 - ・可燃・不燃ごみ(小)：1枚6円
 - ・粗大ごみシール：1枚10円
- (3) 販売方法は、市に登録された販売店とする。
- (4) 販売手数料は、袋1枚1円とする。

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	24-9	ごみ処理事業の取扱い	関係項目	区分	協議会	
調整方針		1 家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬については、現行のとおりとし、 <u>新市において調整する。</u>	調整結果		1 (1) 指定ごみ袋等の作成・販売は、新市とする。 (2) 指定ごみ袋等の種類は5種類とし、販売価格は渋川市の価格を基本とし、次のとおりとする。 ・可燃・不燃ごみ(大)：1枚10円 ・可燃・不燃ごみ(小)：1枚6円 ・粗大ごみシール：1枚10円 (3) 販売方法は、市に登録された販売店とする。 (4) 販売手数料は、袋1枚1円とする。	
現況					調整理由・課題	
1 家庭系一般廃棄物の排出について					【調整理由】 (1) 衛生組織や商工会が取り扱っている自治体があるが、新市では、外部組織の取扱を廃止し、全て新市が取り扱うこととする。 (2) 販売価格については、ごみ処理を有料化し、ごみ袋の価格に処理手数料を上乗せしている自治体があるが、新市では、ごみ処理を無料とし、現行渋川市の価格とする。 (3) 衛生組織や商工会が取り扱っている自治体もあるが、新市では、販売店のみの取扱とする。 (4) 販売価格が渋川市に倣うため、販売手数料についても渋川市に倣い1枚1円とする。	
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村		赤城村
(1)指定袋等	<p>名称 ・渋川市指定ごみ持ち出し袋及びシール</p> <p>採用目的 ・自治会名と氏名を記入させ分別と排出責任を持たせる。</p> <p>取扱主体 ・作成：渋川市環境衛生推進協議会 ・販売：同協議会</p> <p>普及(販売)の方法 ・衛生支部による全戸斡旋回覧年2回 ・承認店の商店販売 ・協議会窓口販売</p> <p>指定袋等の種類と販売価格 ・可燃ごみ(乳白色PE) 大 800×600×0.035 20枚入り200円 (1枚10円) 小 650×400×0.035 20枚入り120円 (1枚6円) ・不燃ごみ(透明PE) 大 800×600×0.035 20枚入り200円 (1枚10円) 小 650×400×0.035 20枚入り120円 (1枚6円) ・燃えないごみシール 1シート10枚綴りで 100円 (1枚10円)</p>	<p>名称 ・伊香保町指定ごみ持ち出し袋及びシール</p> <p>採用目的 ・分別と排出責任</p> <p>取扱主体 ・作成：伊香保町 ・販売：伊香保町</p> <p>普及(販売)の方法 ・町内商店で販売</p> <p>指定袋等の種類と販売価格 ・可燃ごみ 大10枚入り300円 (1枚30円) 小10枚入り220円 (1枚22円) ・不燃ごみ 大10枚入り300円 (1枚30円) 小10枚入り220円 (1枚22円) ・燃えないごみシール なし</p>	<p>名称 ・小野上村指定ごみ持ち出し袋</p> <p>採用目的 ・行政区・氏名を記入させ分別と排出責任</p> <p>取扱主体 ・作成：小野上村 ・販売：小野上村</p> <p>普及(販売)の方法 ・村内指定店(5店)で販売</p> <p>指定袋等の種類と販売価格 ・可燃ごみ(乳白色PE) 大10枚入り200円 (1枚20円) 小10枚入り150円 (1枚15円) ・不燃ごみ(透明PE) 大10枚入り200円 (1枚20円) ・燃えないごみシール なし</p>	<p>名称 ・子持村指定ごみ持ち出し袋</p> <p>採用目的 ・自治会名と氏名を記入させ分別と排出責任</p> <p>取扱主体 ・作成：子持村商工会 ・販売：同商工会</p> <p>普及(販売)の方法 ・子持村商工会を通じて村内商店で販売</p> <p>指定袋等の種類と販売価格 ・可燃ごみ(乳白色PE) 大20枚入り260円 (1枚13円) 小20枚入り180円 (1枚9円) ・不燃ごみ(乳白色PE) 大20枚入り300円 (1枚15円) ・燃えないごみシール なし</p>	<p>名称 ・赤城村指定ごみ持ち出しシール及び袋</p> <p>採用目的 ・行政区と氏名を記入させ分別と排出責任</p> <p>取扱主体 ・作成：赤城村保健衛生組合 ・販売：同衛生組合</p> <p>普及(販売)の方法 ・販売店：村内37店 村外1店</p> <p>指定袋等の種類と販売価格 ・可燃ごみ(乳白色PE) 大30枚入り300円 (1枚10円) 小30枚入り210円 (1枚7円) ・燃えないごみ持ち出し袋 1セット(30枚) 300円 (1枚10円) ・燃えないごみシール なし</p>	<p>名称 ・北橋村指定ごみ袋</p> <p>採用目的 ・氏名を記入させ分別と排出責任</p> <p>取扱主体 ・作成：北橋村 ・販売：北橋村</p> <p>普及(販売)の方法 ・販売店：19店</p> <p>指定袋等の種類と販売価格 ・可燃ごみ(乳白色PE) 大 800×450×0.035 30枚入り900円 (1枚30円) 小 670×330×0.035 30枚入り600円 (1枚20円) ・不燃ごみ(透明PE) 大 800×450×0.04 30枚入り900円 (1枚30円) ・燃えないごみシール なし</p>

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-9 ごみ処理事業の取扱い		関係項目				区分	協議会
現			況				調整理由・課題	
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
	・粗大ごみ持ち出しシール 1シート6枚綴りで 90円 (1枚15円)	・粗大ごみシール 1枚 200円	・粗大ごみ持ち出しシール 無料回収	・粗大ごみ持ち出しシール 10枚入り150円 (1枚15円)	・粗大ごみ持ち出しシール 無料回収 カードにより年1回2 点まで無料回収実施	・粗大ごみ持ち出しシール 1枚500円 衛生組合に納入し、組 合役員でとりまとめ実 施		
	販売手数料等の交付 ・支部回覧 袋1枚につき1円 シート1枚10円 商店注文3,000円/1回 ・販売商店 袋1枚(大・小)につき 1円 シート1枚10円	販売手数料等の交付	販売手数料等の交付	販売手数料等の交付 ・手数料:商工会	販売手数料等の交付	販売手数料等の交付 ・衛生組合には粗大ごみの とりまとめが収入となる		
	・販売商店 袋1枚(大・小)につき 1円 シート1枚10円	・販売商店(24店) ・袋(大)1枚につき5円 ・袋(小)1枚につき3円 ・粗大シール1枚につき34円	・販売商店(5店) ・袋(大)1枚につき3円 ・袋(小)1枚につき2.5円	・販売商店 袋(大)1枚につき5円 袋(小)1枚につき3円	・販売商店 袋1枚(大・小)につき 2円	・販売商店 袋1枚(大)につき3円 袋1枚(小)につき2円		
	利潤等の扱い 協議会で一切の扱いであ り、協議会収入となる	利潤等の扱い ごみ袋の販売料金はごみ 処理手数料となる	利潤等の扱い 村一般会計への収入	利潤等の扱い 商工会が一切扱ってお り、商工会の収入となる。	利潤等の扱い 組合で一切の扱いであ り、組合の収入となる	利潤等の扱い 村手数料収入		
	有料化であるか 有料化ではない。	有料化であるか 有料化である。	有料化であるか 有料化である。	有料化であるか 有料化でない。	有料化であるか 有料化ではない。	有料化であるか 有料化である。 取扱主体:村 上記単価金額の1割を取 扱手数料として、販売店 へ支払い		
	指定袋の購入先 ・渋川包装(株)(渋川市)	指定袋の購入先 ・井上ビニール(株)	指定袋の購入先 ・青木薬品(株)	指定袋の購入先 ・青木薬品(株)	指定袋の購入先 ・井上ビニール(株) (燃えるごみ) ・青木薬品(株) (燃えないごみ)	指定袋の購入先 ・青木薬品(株) (指名競争入札) (平成15年4月1日現在)		
<p>【参考:県内合併市例】</p> <p>1 前橋市(H16.12.5合併) 前橋市に統一する。 半透明の袋であれば、業者や小売店が自由に作成・販売でき、販売価格についても自由価格である。</p> <p>2 伊勢崎市(H17.1.1合併) 合併前から統一した価格である。 (1)販売方法:市=業者 小売店 市民 (2)販売価格:大(30枚入り)280円~320円(上限)自由価格 (3)販売手数料:自由価格のため、卸値と販売価格の差が利益(手数料)となる。</p> <p>3 沼田市(H17.2.13合併) 沼田市に統一する。 (1)販売方法:市=業者 小売店 市民 (2)販売価格:大(30枚入り)176.1円で卸し)自由価格 (3)販売手数料:自由価格のため、卸値と販売価格の差が利益(手数料)となる。</p> <p>4 太田市(H17.3.28合併) 太田市に統一する。 (1)販売方法:市=業者 小売店 市民 (2)販売価格:大(10枚入り)150円 (3)販売手数料:可燃ごみは、販売価格の20%、不燃ごみは、販売価格の10%。</p> <p>5 桐生市(H17.6.13合併) 合併前と同様の取扱いとする。 半透明の袋であれば、業者や小売店が自由に作成・販売でき、販売価格についても自由価格である。</p>								

指定ごみ袋販売代金等の比較

(単位: 1枚あたり円)

種類	項目	サイズ	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新市
可燃ごみ	作成原価	大	7.2	8.5	11	8.95	7.2	11.3	8.57
		小	4.3	5.5	-	5.8	4	9.8	4.76
	販売代金	大	10	30	20	13	10	30	10
		小	6	22	-	9	7	20	6
	販売店手数料	大	1	5	3	5	2	3	1
		小	1	3	-	3	2	2	1
不燃ごみ	作成原価	大	7.2	8.5	11	11.35	7	12.15	8.57
		小	4.3	5.5	-	-	-	-	4.76
	販売代金	大	10	30	20	15	10	30	10
		小	6	22	-	-	-	-	6
	販売店手数料	大	1	5	3	5	2	3	1
		小	1	3	-	-	-	-	1
粗大ごみ シール	販売代金		15	200	無料回収	15	無料回収	500	10
	販売店手数料		1.66	34	-	-	-	-	1
袋作成団体			環境衛生推進協議会	町	村	商工会	衛生組合	村	新市
販売窓口等			協議会窓口 全戸斡旋(年2回) 承認店	町内商店	村内指定店 (5店)	村内商店	販売店 (村内37店) (村外1店)	販売店 (19店)	販売店

(新市の作成原価は平成17年7月現在の見積による)

協議項目24-20「学校教育の取扱い」について

このことについて、次のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

【決定調整方針】

学校教育の取扱い
1 小学校、中学校については、現行のとおりとする。
2 奨学金貸付制度については、渋川市の例により、給付制度については、新市において調整する。
3 通学バス運行及び遠距離通学児童・生徒通学費補助については、現行のとおりとする。
4 学校給食に係る、調理施設及び配送先等については、当面の間、現行のとおりとし、給食費については、新市において調整する。
5 幼稚園については、次のとおりとする。 (1) 公立幼稚園の保育料については、 <u>渋川市の保育料を基本に合併後5年を目途に調整する。</u>
(2) 送迎マイクロバスの運行については、現行のとおりとし、その利用料は、北橋村の例による。
(3) 減免制度については、 <u>新市において調整する。</u>
(4) 私立幼稚園及び私学奨励については、現行のとおりとする。

【調整結果】

- (1) 公立幼稚園の保育料については、表1のとおりとする。
- (3) 減免制度については、渋川市保育料減免規則に倣う。

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	24-20	学校教育の取扱い	関係項目				区分	協議会
調整方針	1 幼稚園については、次のとおりとする。 (1) 公立幼稚園の保育料については、渋川市の保育料を基本に <u>合併後5年を目途に調整する。</u> (3) <u>減免制度については、新市において調整する。</u>		調整結果			(1) 公立幼稚園の保育料については、表1のとおりとする。 (3) 減免制度については、渋川市保育料減免規則に倣う。		
現況							調整理由・課題	
1 幼稚園								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	(1)【調整理由】 ・現行の保育料の低い小野上村、子持村への住民影響を考慮し、渋川市の保護者影響も考え併せ、第1段階で基準の低い小野上村及び子持村の保育料を3,000円、第2段階で、赤城村及び北橋村と同額の4,000円、第3段階で4村と渋川市との中間の額5,000円とする。第4段階では渋川市と同額の5,900円に統一する。 表1【月額保育料】を参照 【課題】 ・保育料に差があるので、改正については周知徹底を図り、住民の理解をいかに得るかが大切である。	
(1)公立幼稚園	公立幼稚園 2園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額5,900円 ・送迎 なし	廃園(平成14年度)	公立幼稚園 1園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額2,000円 ・送迎 公立幼稚園マイカー送迎 ・送迎料金 月額2,000円	公立幼稚園 2園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額2,100円 ・送迎 公立幼稚園マイカー送迎(2台) ・送迎料金 無料	公立幼稚園 4園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額4,000円 ・送迎 公立幼稚園マイカー送迎 ・送迎料金 無料	公立幼稚園 1園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額4,000円 ・送迎 公立幼稚園マイカー送迎 ・送迎料金 月額1,000円		
(3)公立幼稚園減免制度	渋川市立幼稚園保育料減免規則(H15年度) (減免の対象) ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 (減免額) ア) 1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子): 年額 20,000円 イ) 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子): 年額 43,000円 ウ) 同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降): 年額 65,000円 平成17年改正	なし	小野上村立かに石幼稚園保育料徴収条例 (減免の対象) ・非常災害の事由によって住家を失った者 ・家庭貧困であって、特に保育料免除の必要のある者 ・前記以外の者で、やむを得ない理由によって保育料の納付が困難と認められる者 ・引き続き3ヶ月以上の休園を許可された者 (減免額) ・保育料の全部又は一部	子持村立幼稚園保育料徴収条例 (減免の対象) ・非常災害の事由によって住家を失った者 ・家庭が経済的理由によって、特に保育料免除の必要のある者 ・前記以外の者で、やむを得ない理由によって保育料の納付が困難と認められる者 ・引き続き3ヶ月以上の休園を許可された者 (減免額) ・保育料の全部又は一部	赤城村立幼稚園保育料減免規程 (減免の対象) ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 (減免額) ・年額 48,000円	北橋村立幼稚園保育料等徴収条例 (減免の対象) ・非常災害の事由によって住家を失った者 ・家庭が経済的理由によって特に保育料及び使用料免除の必要のある者 ・前記以外の者でやむを得ない理由によって保育料及び使用料の納付が困難と認められる者 ・引き続き3ヶ月以上の休園を許可された者 (減免額) ・保育料及び使用料の全部又は一部		
							(3)【調整理由】 ・合併時は現行のとおりとし、平成18年4月1日から減免額は渋川市の例に倣い保育料に対する減免割合とする。 表2【幼稚園保育料減免額】参照 【課題】 ・減免制度において各市町村間に差があるので、改正については周知徹底を図り、住民の理解をいかに得るかが大切である。	

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	24-20	学校教育の取扱い	関係項目				区分	協議会
現 況								
表1【月額保育料】								
年 度	渋 川 市	伊 香 保 町	小 野 上 村	子 持 村	赤 城 村	北 橋 村		
平成18年2月20日- 平成19年3月31日	月額5,900円	(平成14年度廃園) 入園する幼稚園の保育料額	月額2,000円	月額2,100円	月額4,000円	月額4,000円		
平成19年 4月1日から	月額5,900円	同上	月額3,000円	月額3,000円	月額4,000円	月額4,000円		
平成20年 4月1日から	月額5,900円	同上	月額4,000円	月額4,000円	月額4,000円	月額4,000円		
平成22年度 4月1日から	月額5,900円	同上	月額5,000円	月額5,000円	月額5,000円	月額5,000円		
平成23年度 4月1日から	月額5,900円	同上	月額5,900円	月額5,900円	月額5,900円	月額5,900円		
表2【幼稚園保育料減免額】 平成18年4月1日から								
第1子	年額20,000円	入園する幼稚園保育料減免額	年額 7,000円	年額 7,000円	年額14,000円	年額14,000円		
第2子	年額43,000円	同上	年額15,000円	年額15,000円	年額29,000円	年額29,000円		
第3子以降	年額65,000円	同上	年額22,000円	年額23,000円	年額44,000円	年額44,000円		
平成19年4月1日から								
第1子	年額20,000円	入園する幼稚園保育料減免額	年額10,000円	年額10,000円	年額14,000円	年額14,000円		
第2子	年額43,000円	同上	年額22,000円	年額22,000円	年額29,000円	年額29,000円		
第3子以降	年額65,000円	同上	年額33,000円	年額33,000円	年額44,000円	年額44,000円		
平成20年4月1日から								
第1子	年額20,000円	入園する幼稚園保育料減免額	年額14,000円	年額14,000円	年額14,000円	年額14,000円		
第2子	年額43,000円	同上	年額29,000円	年額29,000円	年額29,000円	年額29,000円		
第3子以降	年額65,000円	同上	年額44,000円	年額44,000円	年額44,000円	年額44,000円		
平成22年4月1日から								
第1子	年額20,000円	入園する幼稚園保育料減免額	年額17,000円	年額17,000円	年額17,000円	年額17,000円		
第2子	年額43,000円	同上	年額36,000円	年額36,000円	年額36,000円	年額36,000円		
第3子以降	年額65,000円	同上	年額55,000円	年額55,000円	年額55,000円	年額55,000円		
平成23年4月1日から								
第1子	年額20,000円	入園する幼稚園保育料減免額	年額20,000円	年額20,000円	年額20,000円	年額20,000円		
第2子	年額43,000円	同上	年額43,000円	年額43,000円	年額43,000円	年額43,000円		
第3子以降	年額65,000円	同上	年額65,000円	年額65,000円	年額65,000円	年額65,000円		

協議項目	24-20	学校教育の取扱い	関係項目	区分	協議会																																																																																			
現 況				調整理由・課題																																																																																				
<p>県内市立幼稚園の保育料一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成15年度</th> <th colspan="2">平成16年度</th> <th colspan="2">平成17年度</th> </tr> <tr> <th>保育料</th> <th>入園料</th> <th>保育料</th> <th>入園料</th> <th>保育料</th> <th>入園料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国の基準単価</td> <td>5,900</td> <td>11,000</td> <td>6,100</td> <td>11,000</td> <td>6,100</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>前橋市</td> <td>5,900</td> <td>11,000</td> <td>5,900</td> <td>11,000</td> <td>6,100</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>高崎市</td> <td>5,900</td> <td>11,000</td> <td>6,100</td> <td>11,000</td> <td>6,100</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>桐生市</td> <td>5,700</td> <td>10,700</td> <td>5,700</td> <td>10,700</td> <td>5,900</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>伊勢崎市 (赤城町・東村)</td> <td>5,900</td> <td>-</td> <td>5,900</td> <td>-</td> <td>5,900 3,500</td> <td>- -</td> </tr> <tr> <td>太田市 (新田町) (藪塚本町)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>- 5,000 4,000</td> <td>- - -</td> </tr> <tr> <td>沼田市</td> <td>5,900</td> <td>11,000</td> <td>6,100</td> <td>11,000</td> <td>6,100</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>館林市</td> <td>5,200</td> <td>-</td> <td>5,200</td> <td>-</td> <td>5,200</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>藤岡市</td> <td>5,200</td> <td>-</td> <td>5,200</td> <td>10,000</td> <td>5,200</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>渋川市</td> <td>5,700</td> <td>-</td> <td>5,900</td> <td>-</td> <td>5,900</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>富岡市、安中市は、公立幼稚園がありません。</p>							平成15年度		平成16年度		平成17年度		保育料	入園料	保育料	入園料	保育料	入園料	国の基準単価	5,900	11,000	6,100	11,000	6,100	11,000	前橋市	5,900	11,000	5,900	11,000	6,100	11,000	高崎市	5,900	11,000	6,100	11,000	6,100	11,000	桐生市	5,700	10,700	5,700	10,700	5,900	11,000	伊勢崎市 (赤城町・東村)	5,900	-	5,900	-	5,900 3,500	- -	太田市 (新田町) (藪塚本町)	-	-	-	-	- 5,000 4,000	- - -	沼田市	5,900	11,000	6,100	11,000	6,100	11,000	館林市	5,200	-	5,200	-	5,200	-	藤岡市	5,200	-	5,200	10,000	5,200	10,000	渋川市	5,700	-	5,900	-	5,900	-
	平成15年度		平成16年度		平成17年度																																																																																			
	保育料	入園料	保育料	入園料	保育料	入園料																																																																																		
国の基準単価	5,900	11,000	6,100	11,000	6,100	11,000																																																																																		
前橋市	5,900	11,000	5,900	11,000	6,100	11,000																																																																																		
高崎市	5,900	11,000	6,100	11,000	6,100	11,000																																																																																		
桐生市	5,700	10,700	5,700	10,700	5,900	11,000																																																																																		
伊勢崎市 (赤城町・東村)	5,900	-	5,900	-	5,900 3,500	- -																																																																																		
太田市 (新田町) (藪塚本町)	-	-	-	-	- 5,000 4,000	- - -																																																																																		
沼田市	5,900	11,000	6,100	11,000	6,100	11,000																																																																																		
館林市	5,200	-	5,200	-	5,200	-																																																																																		
藤岡市	5,200	-	5,200	10,000	5,200	10,000																																																																																		
渋川市	5,700	-	5,900	-	5,900	-																																																																																		

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	24-20	学校教育の取扱い		関係項目		区分	協議会						
現況						調整理由・課題							
幼稚園保育料 財政影響額													
就園人数													
	渋川市		北橋村		赤城村		子持村		小野上村		伊香保町		計
H15.5.1	125		166		207		202		47		0	0	747
H16.5.1	110	0.88	170	1.0240964	170	0.821256	226	1.118812	45	0.957447	0	0	721
H17.5.1	85	0.68	160	0.9638554	152	0.734300	236	1.168317	42	0.893617	0	0	675
H15*伸び率	98	0.78	165	0.9939759	161	0.777778	231	1.143565	43	0.925532	0	0	698
保育料算定								単位: 円					
	H18就園 予定人数	H17(月額 保育料)	H17保育料	H18保育料	H19(月額 保育料)	H19保育料	H20(月額 保育料)	H20保育料	H21保育料	H22(月額 保育料)	H22保育料	H23(月額 保育料)	H23以降 保育料
渋川市	98	5,900	6,938,400	6,938,400	5,900	6,938,400	5,900	6,938,400	6,938,400	5,900	6,938,400	5,900	6,938,400
北橋村	165	4,000	7,920,000	7,920,000	4,000	7,920,000	4,000	7,920,000	7,920,000	5,000	9,900,000	5,900	11,682,000
赤城村	161	4,000	7,728,000	7,728,000	4,000	7,728,000	4,000	7,728,000	7,728,000	5,000	9,660,000	5,900	11,398,800
子持村	231	2,100	5,821,200	5,821,200	3,000	8,316,000	4,000	11,088,000	11,088,000	5,000	13,860,000	5,900	16,354,800
小野上村	43	2,000	1,032,000	1,032,000	3,000	1,548,000	4,000	2,064,000	2,064,000	5,000	2,580,000	5,900	3,044,400
伊香保町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	698		29,439,600	29,439,600		32,450,400		35,738,400	35,738,400		42,938,400		49,418,400

報告第35号

合併準備経費について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

合併準備経費《共通経費》（9月補正）総括表

（単位：千円）

区 分	要 求 額	主 な 経 費 の 内 容	備 考
1 施設等改修経費	34,631	消防車等標記書換経費	
		本庁・支所間IP電話新設工事	
		本庁舎改修工事	
		支所庁舎銘板・課名看板購入	
		教育施設門柱銘・玄関・校舎壁面等改修	
2 庁用備品等購入費	5,491	公印作成	
		市旗作成	
		学校印（卒業証書・学校・校長等）	
3 事務用消耗品費	21,990	各種封筒等作成	
		公用車ステッカー	
		ゴミ袋作成代・販売手数料	
4 新市移行事務手続経費	26,452	防災行政無線等承継申請・基本計画作成業務	
		引越業者委託経費	
		公図等証明に係るスキャニング業務	
		渋川市全図（施設図・白図）1/50,000	
		下水道受益者分担金システムデータ移行経費	
合併準備経費合計	88,564		

9月補正合併準備経費の財源負担について

総 額	88,564 千円
-----	-----------

合併協議会負担割合で調整

負担割合		計	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
		100.00%	43.69%	7.49%	6.16%	14.36%	15.53%	12.77%
負担額		88,564	38,694	6,634	5,455	12,717	13,755	11,309
内 訳	一般会計	78,401	34,253	5,872	4,830	11,258	12,176	10,012
	国保会計	2,781	1,215	208	171	400	432	355
	老保会計	704	308	53	43	101	109	90
	介護会計	4,788	2,092	359	295	687	744	611
	下水会計	1,890	826	142	116	271	294	241

4 その他

(1) 新市の市章応募状況について

募集期間

平成17年6月1日～平成17年7月29日

応募状況

地 域		応募作品数	割 合
構 成 市 町 村	澁川市	310	41.01%
	伊香保町	15	1.98%
	小野上村	8	1.06%
	子持村	46	6.08%
	赤城村	64	8.47%
	北橘村	48	6.35%
	小計	491	64.95%
その他県内		68	8.99%
県内計		559	73.94%
県外		197	26.06%
合計		756	100.00%

(2) 次回会議予定

日 時 平成17年11月2日(水) 午後2時から
場 所 澁川プリオパレス